

公益財団法人江東区文化コミュニティ財団管理運営施設における 自動販売機による清涼飲料水等の販売管理運営事業者募集要項

公益財団法人江東区文化コミュニティ財団（以下「財団」という。）では2025年4月1日より、管理運営施設内における自動販売機による清涼飲料水等の販売を行う管理運営事業者（以下「事業者」という。）を、下記条件のもとで募集する。

1 募集事業者

下記の設置場所における自動販売機による清涼飲料水等の販売を行う事業者

2 募集事業者数及び設置台数

契約事業者数 最大7社

設置台数 17台

3 設置場所

【施設1】江東区文化センター（江東区東陽四丁目11番3号）

No.	設置場所	販売種別等	台数	設置可能寸法(単位:mm) (突起部分も含む)
1	2階 エントランスホール	缶・ペットボトル等	1	幅1,400×奥行1,000× 高さ1,900以内
2	2階 ホール前	飲料は、ペットボトル等 蓋が閉まる容器に限る。	1	幅1,100×奥行1,000× 高さ1,900以内
3	3階 レクホール前	缶・ペットボトル等	1	幅1,400×奥行1,000× 高さ1,900以内

【施設2】江東区森下文化センター（江東区森下三丁目12番17号）

No.	設置場所	販売種別等	台数	設置可能寸法(単位:mm) (突起部分も含む)
1	1階 展示ロビー	飲料は、ペットボトル等 蓋が閉まる容器に限る。	1	幅1,400×奥行1,000× 高さ1,900以内
2	4階 エレベーターホール	飲料は、ペットボトル等 蓋が閉まる容器に限る。	1	幅1,400×奥行1,000× 高さ1,900以内

【施設3】江東区古石場文化センター（江東区古石場二丁目13番2号）

No.	設置場所	販売種別等	台数	設置可能寸法(単位:mm) (突起部分も含む)
1	1階 展示ロビー	飲料は、ペットボトル等 蓋が閉まる容器に限る。	1	幅1,100×奥行1,000× 高さ1,900以内
2	2階 エレベーターホール	飲料は、ペットボトル等 蓋が閉まる容器に限る。	1	幅1,200×奥行1,000× 高さ1,900以内

【施設 4】江東区亀戸文化センター（江東区亀戸二丁目 19 番 1 号）

No.	設置場所	販売種別等	台数	設置可能寸法（単位：mm） （突起部分も含む）
1	1階 展示スペース	飲料はペットボトル等蓋が閉まる容器に限る。	1	幅 1,100×奥行 900×高さ 1,900 以内
2	2階 ロビー	飲料はペットボトル等蓋が閉まる容器に限る。	1	幅 1,020×奥行 900×高さ 1,900 以内
3	5階 ロビー	飲料はペットボトル等蓋が閉まる容器に限る。	1	幅 1,100×奥行 850×高さ 1,900 以内
4	9階 通路	飲料はペットボトル等蓋が閉まる容器に限る。	1	幅 1,000×奥行 900×高さ 1,900 以内

【施設 5】江東区東大島文化センター（江東区大島八丁目 33 番 9 号）

No.	設置場所	販売種別	台数	設置可能寸法（単位：mm） （突起部分も含む）
1	1階 ロビー	缶・ペットボトル等	1	幅 1,400×奥行 840×高さ 1,900 以内
2	3階 ロビー	缶・ペットボトル等	1	幅 1,400×奥行 1,000×高さ 1,900 以内

【施設 6】江東公会堂（江東区住吉二丁目 28 番 36 号）

No.	設置場所	販売種別	台数	設置可能寸法（単位：mm） （突起部分も含む）
1	2階 大ホールホワイエ	飲料はペットボトル等蓋が閉まる容器に限る。	1	幅 1,400×奥行 1,000×高さ 1,900 以内
2	地下 1階 センターホール	飲料はペットボトル等蓋が閉まる容器に限る。	1	幅 1,400×奥行 1,000×高さ 1,900 以内
3	地下 2階通路脇	飲料はペットボトル等蓋が閉まる容器に限る。	1	幅 1,200×奥行 700×高さ 1,900 以内

【施設 7】江東区芭蕉記念館（江東区常盤一丁目 6 番 3 号）

No.	設置場所	販売種別	台数	設置可能寸法（単位：mm） （突起部分も含む）
1	1階 エントランスホール	飲料はペットボトル等蓋が閉まる容器に限る。	1	幅 1,200×奥行 800×高さ 1,900 以内

4 応募資格及び要件

応募できる事業者は、江東区内に本店、支店、または営業所・事業所等を有する法人とし、6に記載の運営条件を満たすことが可能で、自動販売機の設置及び管理業務を履行する能力があると財団が認める者。

ただし、次のいずれかの条項に該当する場合は応募できない。

- (1) 自動販売機の設置業務（自らが管理するものに限る）について、1年以上の実績を有していない者。
- (2) 牛乳類を販売する場合は、食品衛生法上の営業許可等の免許を有しない者。
- (3) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税等を滞納している者。
- (4) 今年度当初から公募期間までの間、当該営業などに関して、行政処分を受けているか、公衆衛生上重大な事故をおこしている者。
- (5) 暴力団関係者が役員である法人、または暴力団関係者が実質的に関与している法人である者。
- (6) 緊急を要する場合、速やかに適切な対応ができない者。

5 契約期間 2025年4月1日から2026年3月31日まで 1年間

ただし、双方に異議がなく特別な事情がない限り、契約期間終了後から2年を超えない範囲で更新をすることができる。

【施設6】2025年4月1日から2026年1月13日まで

※1月13日～19日の間に撤去

※2026年1月14日以降の契約更新はしない。

6 運営条件

(1) 自動販売機本体・販売品目

- ① 規格は、前記3に記載した大きさ以内とすること。
- ② 販売品目は、酒類及びその類似品を除くこと。
- ③ デザインは、公序良俗に反しないものとし、著しく華美なものでないこと。
- ④ 当たりくじ機能は有しないものとし、音声機能も停止できるものとする。
- ⑤ 自動販売機の設置にあたっては、日本工業規格（JIS規格）の据付基準又は一般社団法人全国清涼飲料連合会の自動販売機据置基準を遵守し、転倒防止対策を施すこと。
- ⑥ ノンフロントタイプ兼消費電力の低減技術を導入した省エネ機種（ヒートポンプ式、高性能真空断熱材採用、LED照明採用等）の導入に努めること。また、別途節電要請があった場合には、応じるよう努めること。
- ⑦ ユニバーサルデザイン仕様（身体障害者対応）の機種とすること。
- ⑧ 電子マネー等のキャッシュレス決済が行える機能を有すること。（ただし、江東公会堂地下2階通路脇を除く）
- ⑨ 災害時無償提供自動販売機を設置すること。
- ⑩ 災害時の対応策を有していること。
- ⑪ 原則として、販売本数が確認できるカウンター付きの機種とすること。
- ⑫ 販売価格は500mlペットボトルタイプの水が110円、500mlペットボトルタ

イブのお茶類等が150円、それ以外の商品は120円を基準とすること。なお、物価等の上昇で近傍の売価と比較して明らかに不相当になったときは協議のうえ改定する。

- ⑬ 販売品目等自動販売機の運用上の事項については、必要に応じて財団と協議し、その指示に従うこと。

(2) 維持管理責任

- ① 故障時の対応、商品補充、賞味期限、金銭管理など自動販売機の維持管理は、事業者が責任をもって行うこと。
- ② 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守・徹底を図り、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。
- ③ 自動販売機の故障や問合せ、苦情等については、事業者の責任において迅速に対応し、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- ④ 販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ⑤ 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨及び偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。
- ⑥ 盗難事故や破損事故等による損害は、財団の責が明らかでない場合を除き、全て事業者が負うこと。
- ⑦ その他詳細については、事業者と財団との間で協議のうえ決めるものとする。

7 契約条件その他

- (1) 財団は、事業者の業務に関して第三者との間に生じる債権債務については、一切責任を負わない。
- (2) 事業者は、本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、その他担保の用に供することはできない。
- (3) 財団は、次の各号に該当するときには、契約を取り消し、又は変更することがある。
 - ① 天変地異等により自動販売機の設置場所が使用不能になったとき
 - ② 事業者が契約条件に違反をしたとき
 - ③ 事業者が応募者の資格及び要件を満たさなくなったとき
 - ④ 財団が、設置場所を公共に供する必要が生じたとき
 - ⑤ 江東区が、財団との指定管理者の指定を取り消した場合
- (4) 契約が終了した場合には、事業者は財団と協議のうえ、ただちに自らの負担で原状回復すること。

8 費用負担

事業者は、下記に掲げる経費を負担すること。

(1) 売上手数料

売上金額に対し、事業者が提案した売上手数料率により算出した額とする。納付にあたっては、当該月の売上を翌月速やかに報告し、その実績を基に施設管理者が発行する請求書により指定する期日までに納入すること。

(2) 電気使用負担金

電力使用量計測用子メーターを用いて電気使用量を計測する。

メーターの設置・電気使用料金は事業者による自己負担とし、支払い方法は売上手数料

と同様とする。

(3) その他必要経費等

自動販売機の設置、交換、移動、撤去に要する経費（電力使用量計測用子メーター設置費用等含む）は事業者による自己負担とする。

9 事業者の決定方法

(1) 評価項目

売上手数料率・商品の内容・環境対策・販売機の仕様・管理体制・その他

(2) 選定方法

提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者のうち財団に対して支払う売上手数料率が高い上位3社を選定し、さらに財団の関係職員で構成する選定委員会において、上記項目を総合的に評価し最も評価の高い者を決定する。

(3) 結果の通知等

事業者の決定は2025年2月下旬を予定。

結果は、すべての応募事業者に通知する。

10 応募手続き

(1) 応募方法

募集要項の配布及び応募書類の受付期間（受付は、下記提出先の窓口のみ）

2025年1月10日（金）から1月31日（金）まで（土・日・祝を除く）

受付時間 午前9時から午後5時まで

提出先 江東区東陽四丁目11番3号（江東区文化センター内）

公益財団法人江東区文化コミュニティ財団事務局管理課

(2) 提出書類

① 応募届（様式第1号）

② 誓約書（様式第2号）

③ 登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）

④ 国税の納税証明書（直近のもの、かつ発行後3か月以内のもので「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納額がない証明書。）

⑤ 法人事業税の納税証明書（直近のもので、発行後3か月以内のもの）

※複数施設を申込み場合、③～⑤は1部のみ提出可。

⑥ 売上手数料率提案書（様式第3号）

⑦ 自動販売機管理運営業務及び販売品目提案書（様式第4号）

⑧ 設置する自動販売機のカタログ（寸法、年間消費電力等が確認できるもの）

⑨ 委任状（様式第5号）又は事業所証明書（様式第6号）

※ 契約等の手続きを営業所等の代理人が行う場合には委任状を、また、本社との直接契約の場合で本社の所在地が江東区以外の場合には事業所証明書を提出。

尚、本社との直接契約の場合で本社の所在地が江東区内の場合には、⑨の書類は不要。

(3) 応募に当たっての留意事項

・ 応募に係る費用は申込者の負担とする。

・ 提出された書類は一切返却しない。

・ 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは認めない。

- ・提出された提案書は、情報公開の対象文書とする。

1.1 決定事業者の提出書類

事業者に決定した者が、牛乳類を販売する場合については、別途指定する期日までに食品衛生法上の営業許可等の免許写しを提出すること。

1.2 事業者決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者としての決定を取り消す。

- (1) 正当な理由なしで、前記1.1に記載する書類を提出しない場合。
- (2) 事業者が応募者の資格及び要件を満たさなくなった場合。
- (3) その他事業者が契約の相手方として不適当と認められる場合。

1.3 参考

施設No.	施設名	設置場所	2023年売上本数 (月平均)
1	江東区文化センター	2階エントランスホール	1,302
		2階ホール前	789
		3階レクホール前	820
2	森下文化センター	1階展示ロビー	1,066
		4階エレベーターホール	526
3	古石場文化センター	1階展示ロビー	700
		2階エレベーターホール	735
4	亀戸文化センター	1階展示スペース	373
		2階ロビー	612
		5階ロビー	678
		9階通路	382
5	東大島文化センター	1階ロビー	897
		3階ロビー	526
6	江東公会堂	2階大ホールホワイエ	977
		地下1階センターホール	1899
		地下2階通路脇	522
7	芭蕉記念館	1階エントランスホール	269

1.4 問合せ先

公益財団法人江東区文化コミュニティ財団事務局管理課

自動販売機管理運営事業者募集担当：福留、山岸

電話 03-3644-8119